

平成 28 年 4 月

公益社団法人日本橋医師会会長 殿

産業医報酬基準額について

公益社団法人日本橋医師会
産業保健部委員会

産業医活動を積極的に行っている場合の報酬の基準額として適当と考えられる額について、嘱託産業医活動を行っている会員医師に対し産業保健部委員会によりヒヤリング調査を行い、その結果を集約して報告いたします。

産業医基本報酬額

労働者(人)	基本報酬月額(円)
50 人未満	75,000～
50～199	100,000～
200～399	150,000～
400～599	200,000～
600～999	250,000～

※ストレスチェックや健康診断の実施、予防接種等の費用は含まない。

※労働安全衛生法の産業医業務には該当しないストレスチェックの実施者や共同実施者を、産業医として選任している医師が担当する場合の費用は、実施者の場合は 20 万円程度、共同実施者の場合は 10 万円程度が妥当と考えられる。

※ストレスチェックの面接指導の実施する場合は別途追加費用を必要とする。また、有害業務等への対応等の産業医業務の内容や、医師の産業医学の専門性に応じて基本報酬額に相当の加算を行うことが妥当と考えられる。

以上